

嘉川昭和会会則

(名 称)

第1条 当会は、嘉川昭和会と称する。

(目的)

第2条 当会は、会員相互の親睦と団結をはかり、営業の繁栄向上と嘉川地区の発展を目的とする。

(会 員)

第3条 (1) 嘉川地区内で営業し、又は居住する個人を以て会員とする。

(2) 会員の年齢は20歳以上とする。

(役 員)

第4条 当会に下記の役員、監査を置く。

会長1名、副会長1名、会計1名、理事(部長)若干名、監査若干名 役員、監査は総会で選出し、任期は1カ年とする。但し再任はさまたげない。

(役員会)

第5条 当会の運営方針その他重要な事項を協議する。

- (1) 役員は会長が必要に応じ隨時招集するものとする、
- (2) 役員会は必要に応じ会員、その他の出席を求め意見を聞く事ができる。
- (3) 役員会の協議の経過及び結果は議事録に記載する。

(顧 問)

第6条 当会は顧問を若干名置く事ができる。

(総 会)

第7条 定時総会は毎年4月に開催するものとする。臨時総会は会長が必要と認めた場合これを招集する事ができる。

- (1) 総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は役員会協議決定する。
- (2) 総会の議長は会長がこれに当たる。場合によっては別に選出する。
- (3) 総会の決議事項は会員の2/3を以て決定する。
- (4) 総会における議事の経過の要綱及び、その結果はこれを議事録に記載し議長が記名捺印する。

(例 会)

第8条 月例会は会運営のため毎月1回開催する。月例会の議事の経過及び結果は議事録に記載する。

(会 費)

第9条 会員は会繁栄上必要な経費(会費)を負担するものとする。会費は月額3,500円とする。

(新会員)

第10条 新たに会員になる者は、1名以上の会員の推薦により役員会の承認を要す。

(監査)

第11条 監査は当会の運営及び財産の状況を調査し、年1回の総会前にその職務を行う。

(事務局)

第12条 当会の事務局は会長宅に置く。

(会計年度)

第13条 会計は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(会の性格)

第14条 当会は政治、宗教等の諸団体に属さない。

付 則

慶弔に関する細則

会員の福利厚生で慶弔に関する金額は次の通りとする。

- | | |
|---|---------|
| 1. 会員が結婚した時 | 10,000円 |
| 2. 会員の配偶者が出産した時 | 5,000円 |
| 3. 会員が自ら住居又は営業用のために家屋、店舗を新築並びに購入した時 | 5,000円 |
| 4. 会員が疾病のために入院又は自宅療を7日以上続けた時 | 5,000円 |
| 5. 会員が死亡又は不慮の災害を受けた時 | |
| (イ) 死亡の時 | 10,000円 |
| (ロ) 不慮の災害の時 | 5,000円 |
| (ハ) 訃報連絡は会員の二親等まで行うが、対応については個人の判断に任せるものとする。 | |
| その他、会長が必要と判断したものは連絡を行うものとする。 | |
| 6. 以上の外必要と認めた時、之を決定し役員会にて報告する。 | |